

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第73回）

第1分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

令和3年6月3日（木）午前9時58分から午前10時40分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）後藤 博

（委員）片山直也，平沢郁子，堀内成子，山上秀明

（庶務）塚田東京高裁総務課長，布留川東京高裁総務課課長補佐，
上村東京高裁総務課専門官

（説明者）小野寺東京高裁事務局長

4 議題

(1) 新委員の紹介

(2) 報告

前回の議事要旨の確定について

(3) 協議

令和3年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめについて

(4) 今後の予定等

5 議事

(1) 新委員の紹介

協議に先立ち，退任した加城委員の後任として平沢委員が紹介された。

また，第2分科会の三枝委員の後任として三木委員が選任されたことが報告された。

(2) 報告

庶務から、前回の議事要旨を確定し、ホームページに掲載したことが報告された。

(3) 協議

令和3年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめについて

ア 庶務から、令和3年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集依頼の経過の説明があり、説明者から、収集された情報の概要について説明があった。

イ 地域委員会の方針と異なる方法・形式で提出された情報の取扱いについて

(ア) 説明者から、送付された情報の中に、段階評価が疑われる情報及び具体的な事実を記載した情報の両方が記載されたものがあることが説明された。

この情報は、文章による個別具体的な情報を記載した上で、その一部において、段階付けした項目にチェックするなどの方式を採っているものであり、協議の結果、指名諮問委員会に報告するに当たっては、情報の一部分であっても段階評価部分については、バツ印を付して送付することとされた。

また、説明者から、第2分科会においても同様の取扱いがなされたことについて報告がされた。

(イ) 説明者から、指名候補者の氏名が記載されていない情報が送付されてきたが、当該情報は、指名候補者に係るものではないことが調査により判明したことが説明され、協議の結果、指名諮問委員会に報告しないこととされた。

(ウ) 説明者から、第2分科会において、弁護士会に対しては段階評価でない方式で提出いただきたいということについての理解を一層深めていただく

よう、弁護士会との協力関係、連絡調整に関して、事務局において指名諮問委員会と連携の上、適切な措置をとってもらいたいとの協議がなされたことが説明され、協議の結果、上記について指名諮問委員会に対して伝達することとされた。

ウ 地域委員会の方針に沿った情報等の取扱いについて

その他の情報の適格性について協議した結果、いずれも指名諮問委員会に報告することとされた。

(4) 今後の予定等

ア 指名諮問委員会に報告することが確定した情報については、速やかに同委員会に送付することとされた。

イ 次回は、令和4年4月期の弁護士任官候補者及び令和4年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について審議を行う予定であり、令和3年9月15日（水）午後1時30分から開催することとされた。

以 上

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第73回）

第2分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

令和3年6月1日（火）午後1時27分から午後2時17分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）山野目章夫

（委員）北村篤，団藤丈士，永井徹，三木恵美子

（庶務）塚田東京高裁総務課長，布留川東京高裁総務課課長補佐，
上村東京高裁総務課専門官

（説明者）小野寺東京高裁事務局長

4 議題

(1) 新委員の紹介

(2) 報告

前回の議事要旨の確定について

(3) 協議

令和3年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめについて

(4) 今後の予定等

5 議事

(1) 新委員の紹介

協議に先立ち，退任した三枝委員の後任として三木委員が紹介された。

また，第1分科会の加城委員の後任として平沢委員が選任されたことが報告された。

(2) 報告

庶務から、前回の議事要旨を確定し、ホームページに掲載したことが報告された。

(3) 協議

令和3年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめについて

ア 庶務から、令和3年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集依頼の経過の説明があり、説明者から、収集された情報の概要について説明があった。

イ 地域委員会の方針と異なる方法・形式で提出された情報の取扱いについて

(ア) 説明者から、送付された情報の中に、段階評価が疑われる情報及び具体的な事実を記載した情報の両方が記載されたものがあることが説明された。

この情報は、文章による個別具体的な情報を記載した上で、その一部において、段階付けした項目にチェックするなどの方式を採っているものであり、協議の結果、指名諮問委員会に報告するに当たっては、情報の一部分であっても段階評価部分については、バツ印を付して送付することとされ、この取扱いについて、第1分科会に報告することとされた。

また、弁護士会に対しては段階評価でない方式で提出いただきたいということについての理解を一層深めていただくよう、弁護士会との協力関係、連絡調整に関して、事務局において指名諮問委員会と連携の上、適切な措置をとってもらいたいとの協議がなされたことを、指名諮問委員会に伝達することについて、第1分科会に報告することとされた。

(イ) 説明者から、指名候補者の氏名が記載されていない情報が送付されてきたが、当該情報は、指名候補者に係るものではないことが調査により判明したことが説明され、協議の結果、指名諮問委員会に報告しないこととさ

れた。

ウ 地域委員会の方針に沿った情報等の取扱いについて

その他の情報の適格性について協議した結果、いずれも指名諮問委員会に報告することとされた。

(4) 今後の予定等

ア 指名諮問委員会に報告することが確定した情報については、速やかに同委員会に送付することとされた。

イ 次回は、令和4年4月期の弁護士任官候補者及び令和4年上半期の再任(判事任命)候補者に関する情報収集について審議を行う予定であり、令和3年9月15日(水)午前10時00分から開催することとされた。

以 上